

第1章 史跡松江城整備基本計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

(1) 史跡等指定の状況

①指定に至る経緯

松江城は松江市の北西部、宍道湖と中海をつなぐ大橋川の北側、島根半島の山脈から派生する丘陵地である亀田山に縄張りされた平山城で、堀尾吉晴・忠晴による慶長16年（1611）の築城から、戦禍や大きな自然災害に遭うことなく明治維新を迎えた。明治8年（1875）に多くの建造物は取り払われたが、本丸、二之丸、三之丸を備え、本丸には創建当時の構えをよく残す四重五階の天守が遺存し、石垣や堀などは旧形を残しており、山陰地方における代表的な近世城郭として昭和9年（1934）に国の史跡に指定されている。

②史跡指定・追加指定

松江城は、昭和9年（1934）5月1日文部省告示第181号において史跡に指定された。また、平成3年（1991）4月3日文部省告示第34号、平成25年（2013）10月17日文部科学省告示第147号、平成26年（2014）10月6日文部科学省告示第142号、令和4年（2022）11月10日文部科学省告示第144号で追加指定を受けている。

・史跡指定

官報告示（文部省告示第百八十一号） 官報第二一九六號 昭和9年（1934）5月1日 火曜日

名称	所在地	地番
松江城	島根縣松江市殿町	一番ノ一〇、一番ノ一四、一番ノ一五、自一番ノ一七至一番ノ一九、一番ノ三四、自一番ノ三六至一番ノ四二、一番ノ四六、自一番ノ四八至一番ノ五二、自一番ノ五五至一番ノ五七、一番ノ六二、一番續ノ二、自一番續四ノ内一至一番續四ノ内三、自一番續ノ五至一番續ノ八、自一番續ノ一一至一番續ノ一三、一番續ノ一六、自一番續ノ二〇至一番續ノ二九、四二五番、自四二九番至四三二番、四三一番ノ一、四三七番ノ一、四三八番ノ一、自四三九番至四四一番、四七九番、四八六番、自四九〇番至四九八番、四九〇番ノ一、四九〇番續ノ一、四九一番ノ一、自五〇二番至五〇七番、五〇四番ノ一、五〇五番ノ一、五〇七番ノ一

・追加指定

官報告示 文部省告示第34号 官報第607号登載済 平成3年（1991）4月3日

○文部省告示第三十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡松江城（昭和九年文部省告示第百八十一号）に次に掲げる地域を追加して指定する。

平成三年四月三日

文部大臣 井上 裕

名称	所在地	地番
松江城	島根県松江市殿町城山	一番ノ四五、一番ノ四七、一番ノ五八、一番ノ五九、一番ノ六〇、一番ノ六三、一番ノ六四、一番ノ六五、一番ノ六六、一番ノ六八、四二五番ノ一、四二六番、四二六番ノ一、四二七番、四二八番、四二八番ノ一、四三四番ノ一、四三四番ノ二、四三四番ノ三、四三五番、四三六番、四三七番、四三八番、四四二番、四四四番、四四五番、四四九番ノ一、四四九番ノ三、四五四番、四五五番、四五六番、四五七番ノ二、四五九番ノ三、四六一番、四六二番、四六三番、四六四番、四七四番

・追加指定

官報告示 文部省告示第147号 官報号外第225号 平成25年（2013）10月17日

○文部科学省告示第百四十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十七日

文部科学大臣 下村 博文

名称	所在地	地番
松江城	島根県松江市殿町	四七五番、四四八番、四八九番、四七六番四、四八七番、四八七番一、四八八番、四八八番一、四七六番三、四七六番五、四八九番二、四四一番一、四四一番二、四四一番三、四四一番四、四四七番三、四四七番四、四四七番五、四四七番六、四四八番三、四四八番四、四四八番五、四五一番、四五二番、四五三番、四五九番、四七二番、四七三番一、四七三番二、四七三番三、四七三番四、四七五番一、四七五番二、四七八番、四七八番一、四七八番二、四七八番三、四七八番四番

・追加指定

官報告示 文部科学省告示第142号 官報号外第221号 平成26年（2014）10月6日

○文部科学省告示第百四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日

文部科学大臣 下村 博文

名称	所在地	地番
松江城	島根県松江市殿町	四四六番、四四七番、四四七番一、四四七番二、四八四番一、四八四番二、四八五番

・追加指定

官報告示 文部科学省告示第144号 官報号外第239号 令和4年（2022）11月10日

○文部科学省告示第百四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和四年十一月十日

文部科学大臣 永岡 桂子

名称	所在地	地番
松江城	島根県松江市殿町	四四三番、四四九番九、四七六番、四八〇番、四八一番、四八二番、四八三番

(2) 計画策定の背景・経緯

松江城は慶長16年(1611)の築城以降、戦禍や大きな自然災害に遭うことなく明治維新を迎え、明治の廃城令に伴い館、櫓、門などの建造物は取り払われたが、創建当時の構えをよく残す天守が遺存する城跡として、昭和9年(1934)に国の史跡に指定された。翌10年(1935)には天守が国宝に指定され、昭和25年(1950)文化財保護法に基づき重要文化財に改称された。

昭和26年(1951)には、松江城に代表される明媚な風光と貴重な文化財を有する松江市が、「松江国際文化観光都市建設法」に基づく国際文化観光都市に指定された。さらに城山一帯は城山公園として都市計画法に基づき昭和27年(1952)に都市計画された松江市における最初の都市計画公園(歴史公園としての特殊公園)となった。それ以降、城山公園は都市公園法に基づく都市公園としても市民や多くの内外からの観光客に親しまれてきた。

一方で、城内では石垣の破損や建築遺構の埋没が進行するとともに、城外周辺地でも都市化の進展により歴史的建造物が漸減し、掘割の一部も埋め立てられるなど松江城を取りまく環境には大きな変化が生じていた。

松江市では、「史跡松江城環境整備5カ年計画(昭和45年〔1970〕)」や「松江市観光基本計画(平成元年度〔1989〕)」を定めて環境の変化に対応してきたが、城内のみならず、周辺地域の用途の適正配置、交通計画、河川、緑地計画などを包含し、城郭を中心とした地域全体の景観計画に基づく環境整備指針の策定が急務となった。これを受け、平成5年(1993)11月に「史跡松江城環境整備指針」(以下、「環境整備指針」という)を策定し、以降、史跡松江城の整備は、この環境整備指針に基づいて進められた結果、策定後約20年を経て同指針に定められた整備計画の内、主なものについてはほぼその整備を完了した。

しかしその間、城内の樹木の成長に伴う石垣や地下遺構等への影響、後年植栽された樹木による江戸時代から残る植生への影響懸念、城内の民有地の公有地化の推進と活用、二之丸の排水機能の脆弱性や城内の照明設備の不足の問題、現県庁として機能する三之丸およびその周辺地の今後の取扱い等々の新たな課題や未解決課題が鮮明となってきたことから、その解決への展望を明らかにし、今後の史跡の保全と管理に万全を期するとともに、歴史公園としての活用を図るための諸整備を推進することを目的として、平成29年(2017)3月に「史跡松江城保存活用計画」(以下、「保存活用計画」という)を定めた。

平成5～12年(1993～2000)にかけて行われた環境整備から約30年、保存活用計画策定から7年あまりが経過し、園路や案内サイン類の老朽化、倒木の危険性が高い樹木や石垣支障木への対応、石垣の計画的な修理などの課題への対応の喫緊性が高まったことから、文化財価値の保存と来訪者の快適な利用環境の維持向上を図るため、「史跡松江城整備基本計画」(以下、「整備基本計画」という)を策定し、もって計画的かつ着実な整備の推進を図るものである。

第2節 計画の目的、期間および対象範囲

(1) 計画の目的

整備基本計画は、保存活用計画をもとに史跡松江城の整備と活用を計画的に進めるため、整備の基本理念および基本方針を明らかにし、分野ごとの個別計画のほか、事業期間や完成予想図を示すことで、史跡松江城の整備と活用を計画的に進めることを目的とする。

分野ごとの個別計画は、第4章で述べる史跡の現状と課題の重要性に鑑み、石垣保存・修理計画、サイン計画、植生管理計画および園路整備計画とする。

(2) 計画の期間

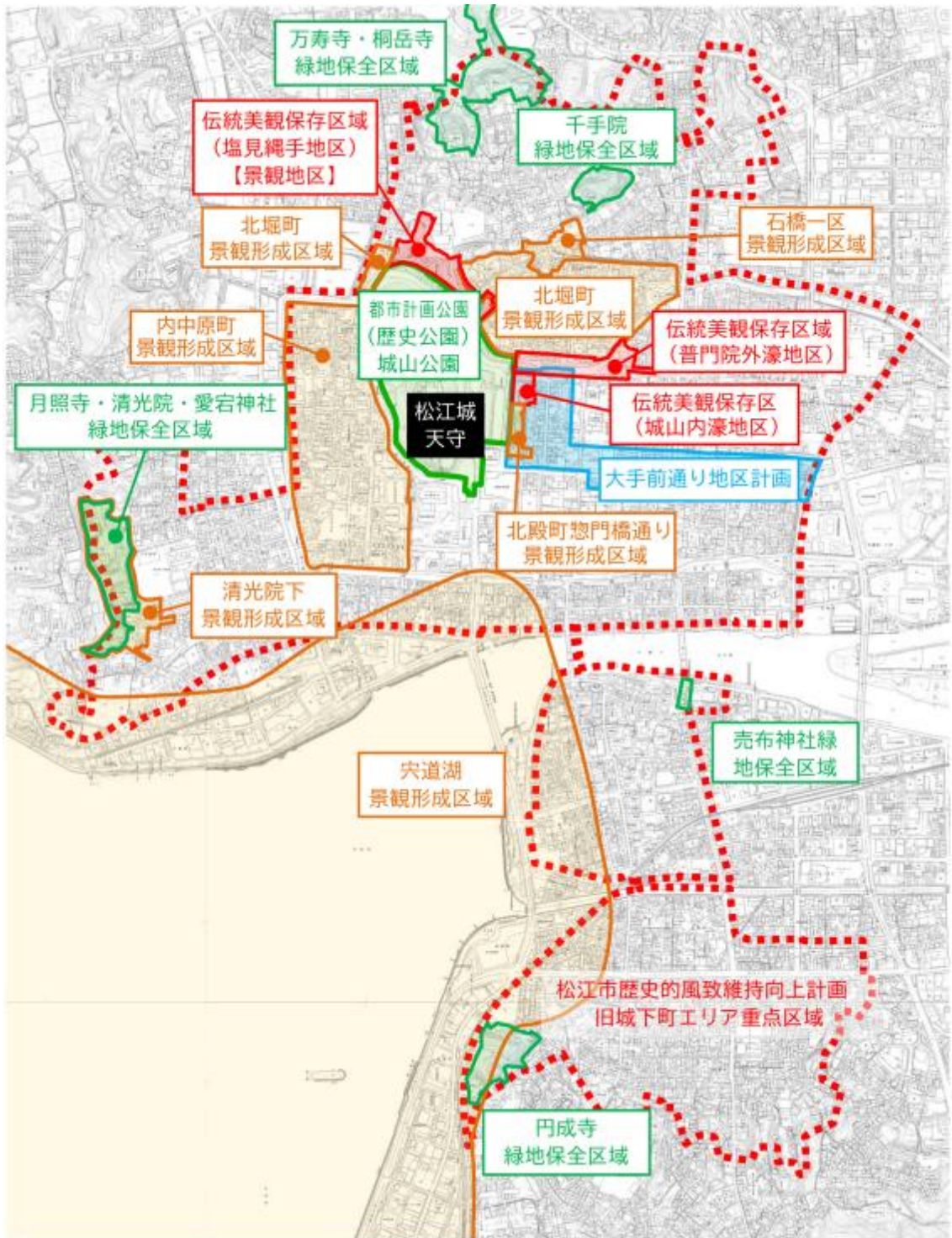
本整備基本計画の期間は、令和8～17年度（2026～2035）までの10年間とする。なお、定期的な自己点検の結果や周辺環境の変化などがみられる場合には計画の見直しを検討する。また、本計画の策定から8年経過した時点で、新たな整備基本計画の策定を検討する。

(3) 計画の対象範囲

史跡松江城は、天守や石垣、堀などの旧態をよく残し、山陰地方を代表する近世城郭として昭和9年（1934）に史跡に指定されて以降、令和4年（2022）11月までの間に条件が整った部分について追加指定して保護を図ってきた。

しかし、城郭全域の史跡指定には至っておらず、指定地外の部分に関する追加指定や保存の取り組み等を十分踏まえた上で整備の方向性を示すことが求められる。また、慶長期創建の天守が遺存し国宝にも指定されているという全国でも数少ない城郭としての史跡の価値を顕在化させる上で、周辺地域の環境や景観も含めて検討を行う必要がある。

こうしたことから、本整備基本計画では、史跡指定範囲に未指定の城郭構成部分と、伝統美観保存区域および北堀町景観形成区域の内堀に面した部分、さらに伝統美観保存区域城山内濠地区から大手前に至る区域（図1-1）を加えた図1-2に示す範囲を計画対象範囲とする。なお本文中での各曲輪の呼称については図1-3による。



※朱書点線は、「松江城下絵図」元文～延享年間(1736～1748)島根県立図書館蔵に見える城下町の範囲を示している。また、この範囲は「松江市歴史的風致維持向上計画」の旧城下町エリア重点区域を表している。

図1-1 史跡松江城および城下町全体図

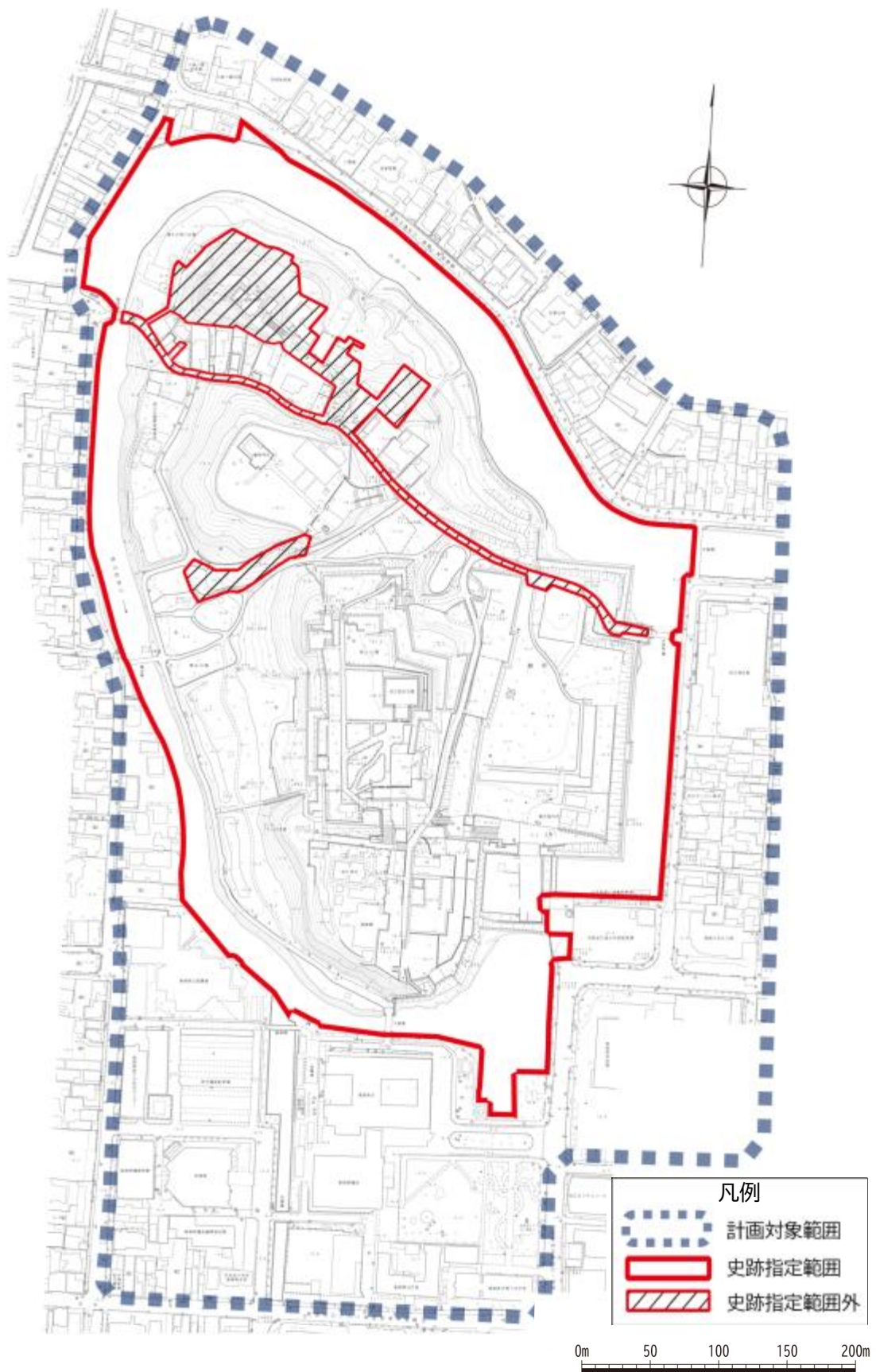


図1-2 本計画の対象範囲図

注)「松江市史 別編1 松江城」(平成29年度(2017)刊)の「松江城城郭呼称概念図」による区分

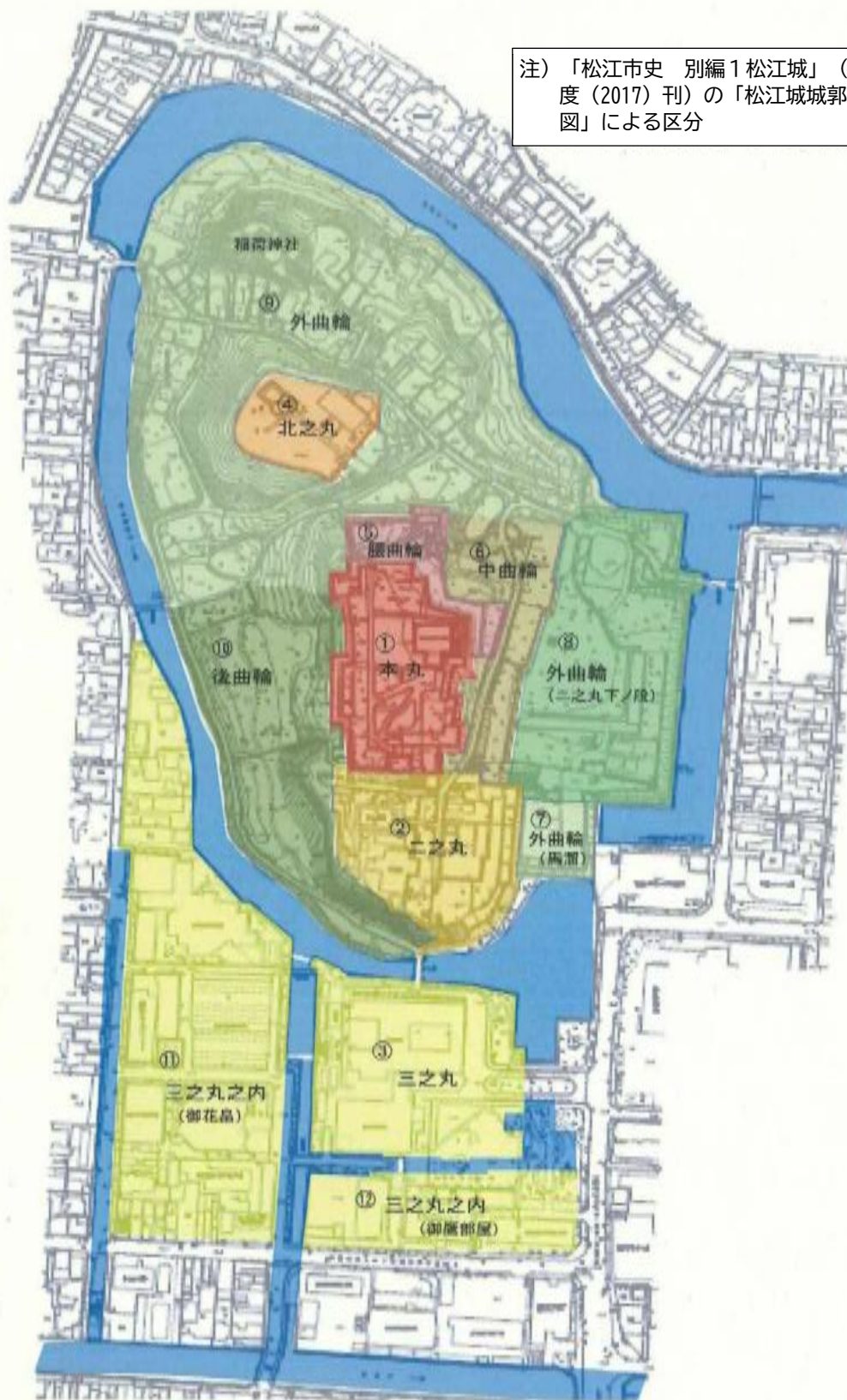


図1-3 城郭松江城呼称図

第3節 委員会の設置および策定の経緯

(1) 委員会の構成

整備基本計画の策定に当たり、既存の「史跡松江城整備検討委員会」を母体として、「史跡松江城整備基本計画策定委員会」を設立し、文化庁や島根県の協力のもと、計画策定を進めることとした。構成委員を表1-1に、助言者を表1-2に示す。

表1-1 史跡松江城整備基本計画策定委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

職務	氏名	専門	所属・役職
委員長	清水 真一	建築史	徳島文理大学教授 (史跡松江城整備検討委員会委員長) (松江城調査研究委員会委員長)
委員	佐藤 仁志	植生	島根大学非常勤講師、樹木医 (史跡松江城整備検討委員会委員)
委員長 職務代理	高屋 茂男	城郭	島根県立八雲立つ風土記の丘所長 (史跡松江城整備検討委員会委員)
委員	松尾 信裕	考古	元大阪城天守閣館長 (史跡松江城整備検討委員会委員) (松江城調査研究委員会委員)
委員	北野 博司	城石垣	東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター センター長・教授 ※文化庁の石垣に関する協力者会議副座長
委員	杉 岳志	近世史	島根県立大学人間文化学部准教授 (松江歴史館運営協議会委員)
委員	井上 悦子	景観	アトリエマツダ代表 (松江市都市計画審議会委員) (元松江市景観審議会委員)

表1-2 史跡松江城整備基本計画策定委員会 助言者名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職
文化庁	岩井 浩介	文化庁 文化資源活用課 整備部門(記念物)文化財調査官
島根県	R6年度 岩崎 孝平	島根県 教育庁 文化財課 管理指導スタッフ 主任
	R7年度 東森 晋	島根県 教育庁 文化財課 課長補佐

※事務局：松江市文化スポーツ部 松江城・史料調査課

(2) 計画策定に係る検討の経緯

<令和6年度(2024)>

■第1回 史跡松江城整備基本計画策定委員会

開催日：令和6年(2024)10月18日(金)13時30分～17時

場 所：松江歴史館 歴史の指南所

出席者：清水委員長、井上委員、北野委員、佐藤委員、高屋委員、松尾委員、岩崎助言者

議 事：(1)史跡松江城の概要について

(2)史跡松江城整備基本計画策定の経緯と目的について

(3)史跡松江城の現地視察

(4)史跡松江城整備基本計画の目次構成とスケジュールについて

(5)その他

■第2回 史跡松江城整備基本計画策定委員会

開催日：令和7年(2025)2月21日(金)13時30分～16時

場 所：松江市役所 第4別館3階 教育委員会室(WEB会議併用)

出席者：清水委員長、井上委員、北野委員、佐藤委員、杉委員、高屋委員、松尾委員、文化庁・岩井調査官、島根県・岩崎助言者 ※アンダーラインはWEB出席者

議 事：(1)計画書の目次構成について

(2)史跡松江城の調査成果と整備の概要について

(3)史跡松江城の本質的価値と構成要素について

(4)史跡松江城の現状と課題について

(5)整備の基本理念と基本方針について

(6)今後のスケジュールについて

<令和7年度（2025）>

第3回 史跡松江城整備基本計画策定委員会

開催日：令和7年（2025）9月16日（火）9時00分～12時

場 所：松江市民活動センター501・502研修室

出席者：清水委員長、井上委員、佐藤委員、杉委員、高屋委員、松尾委員、
島根県・東森助言者

議 事：(1)計画書の目次構成について
(2)整備計画（重点分野）について
(3)地区区分計画について
(4)計画策定スケジュールについて

第4回 史跡松江城整備基本計画策定委員会

開催日：令和7年（2025）12月19日（金）9時00分～12時

場 所：松江市民活動センター501・502研修室（WEB会議併用）

出席者：清水委員長、井上委員、北野委員、佐藤委員、杉委員、高屋委員、松尾委員、
島根県・東森助言者 ※アンダーラインはWEB出席者

議 事：(1)第6章 整備計画（重点分野）について
(2)第6章 整備計画（重点分野以外）について
(3)第7章 事業計画について

第5回 史跡松江城整備基本計画策定委員会

開催日：令和8年（2026）2月20日（金）10時00分～11時

場 所：WEB会議

出席者：清水委員長、井上委員、北野委員、佐藤委員、杉委員、高屋委員、松尾委員、
島根県・東森助言者

議 事：(1)パブリックコメント実施の報告
(2)整備基本計画案の修正点について

第4節 上位・関連計画との関係

(1) 上位計画

■松江市総合計画「松江市総合計画（MATSUE DREAMS 2030 2030年の松江のあるべき姿）」（平成19～28年度〔2007～2016〕）

平成19年(2007)9月12日付で策定された『松江市総合計画(平成19～28年度〔2007～2016〕)』の計画期間が終了したことを受け、令和4年(2022)に、その8年後となる令和12年(2030)における「松江のあるべき姿」を描いた新たな「松江市総合計画（MATSUE DREAMS 2030 2030年の松江のあるべき姿）」（平成19～28年度〔2007～2016〕）が策定された。

従前の総合計画をはじめとする多くの計画が課題をスタートとして将来計画を考えるアプローチを採っているのに対し、本計画では「松江のありたい姿」を先に描き、そこに向かうための道のりを考える“バックキャスト”という手法で制作されていることが大きな特徴である。

計画では、松江の将来像を「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」と設定し、これを実現するために、Ⅰ.しごとづくり、Ⅱ.ひとづくり、Ⅲ.つながりづくり、Ⅳ.どだいづくり、Ⅴ.なかまづくりの5つの柱と18の取組分野を整理している。

松江城や文化財に関連する主な取組としては表1-3のようなものがある。

表1-3 松江市総合計画「松江市総合計画（MATSUE DREAMS 2030 2030年の松江のあるべき姿）」（平成19～28年度〔2007～2016〕）における松江城、文化財関連の主な取組

基本目標	取組分野	主要施策・事業
しごとづくり	観光振興	<ul style="list-style-type: none"> ・「松江城」「水の都松江」の強みを活かしたプロモーションとブランディング戦略（国宝松江城観光誘客対策事業等） ・新たな層の観光客の開拓の強化（ボランティアガイド事業等）
つながりづくり	歴史・伝統・文化・芸術	<ul style="list-style-type: none"> ・松江城に直接関連する施策（国宝松江城調査研究事業、石垣修理事業） ・松江歴史館に関連する施策（松江歴史館展示企画事業） ・文化財の保全・活用関連施策（文化財デジタルアーカイブ構築事業等）

■史跡松江城保存活用計画（平成29年（2017）3月）

平成5年（1993）11月の史跡松江城環境整備指針策定後の課題をクローズアップし、今後の史跡の保全と管理に万全を期するとともに、歴史公園としての活用を図るため、「史跡松江城保存活用計画」が策定された。

なお、本整備基本計画は、ここで整理された諸課題や基本的な保存・管理方針を踏まえて策定するものであることから上位計画と位置づけた。

構成と概要は以下の通りである。

第1章 沿革と目的

平成5年（1993）11月の史跡松江城環境整備指針策定後の諸課題をクローズアップして、その解決への展望を明らかにし、今後の史跡の保全と管理に万全を期するとともに、歴史公園としての活用を図るための諸整備を推進することを目的に、「史跡松江城保存活用計画」を定める。

第2章 史跡松江城の概要

- ・ 松江城を取り巻く環境（歴史環境、自然環境、社会環境）
- ・ 土地利用状況
- ・ 調査（発掘）と保存（現状変更、修理、整備）の経過
- ・ 公開・活用の現状

第3章 保存・管理

第1節 基本方針

（1）史跡松江城の特性

- ①歴史的・文化的資源である貴重な文化財
- ②松江市の都市構造の核
- ③様々な都市機能を有する空間

（2）保存管理の基本方針（要点）

- ①史跡松江城を構成する本質的価値の把握、特定した松江城を構成する諸要素の保存・継承
- ②松江城の価値を明らかにする調査研究の推進とその成果に基づく保存・公開・活用
- ③都市構造の核を顕在化させる眺望の確保、文化財保護と都市計画等の一体となった環境づくり
- ④現状保存と整備活用を区分した文化財価値や歴史的景観の保全、植生管理、公園機能の充実
- ⑤将来にわたり適正に保存・管理するためのしくみや体制の構築と具体的取組内容の明確化

第2節 構成要素と保存・管理の方法

(1) 本質的価値を構成する諸要素 ④ 改変することなく確実に保存

- ①城郭を構成する歴史的建造物＝天守、②縄張・城郭を構成する石垣・堀等
- ③地下に埋蔵されている遺構・遺物、④近世から続く植生

(2) 近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素 ④ 適切に維持管理して保全

- ①興雲閣、②松江神社
- ③皇太子嘉仁親王・裕仁親王御手植えのマツ、秩父宮雍仁親王御手植えのイチョウ

(3) 本質的価値と密接に関わる諸要素

- ①復元的施設（復元建造物・復元風建造物） ④ 復元櫓は天守と一体的に保存
- ②遺構平面表示 ④ 良好な状態で維持管理、破損等は速やかに復旧
- ③説明施設等 ④ 良好な状態で維持管理、整備の進捗に応じて更新、破損等は速やかに復旧
- ④防災設備 ④ 定期的な検査等により確実な作動を確認
- ⑤利活用施設・管理施設・公園設備・大手・橋 ④ 機能を果たすように維持管理、更新や再設置
- ⑥植生、修景・公園植栽 ④ 公園的地域は散策路の目的を阻害しないように管理

(4) その他の諸諸要

- ①記念植樹、竹林 ④ 自生木は早い段階で除去、竹林は林分の縮小を検討
- ②石碑類 ④ 史跡と関わりない石碑類は史跡地外への移転等を検討
- ③宗教施設 ④ 宗教活動の場として尊重
- ④個人住宅 ④ 史跡指定地拡大と公有地化

第4章 活用・整備、第5章 保存活用計画の推進体制、第6章 今後の課題と方向性

(1) 活用の基本方針

- ①旧城下町の核として松江城の全体像をより深く理解できるような調査研究体制の強化と継承
- ②史跡の普及・啓発活動の推進と情報発信
- ③地域と連携した多面的活用の推進
- ④誰にでもわかりやすく体感できる松江城

(2) 整備の基本方針

- ①保存のための整備の推進
- ②史跡の価値に基づく整備
- ③公開活用のための施設の充実
- ④都市構造の核として松江城の全体像を理解できるような整備
- ⑤市民の憩いの場、公園としての環境整備
- ⑥歴史的環境と自然環境が一体となった景観の保全

(2) 関連計画

■重要文化財松江城天守保存活用計画（平成26年（2014）3月）

重要文化財松江城天守保存活用計画は、天守の文化財としての特性を損なうことなく後世に引き継ぎ、天守が松江市の文化的、経済的発展に果たしてきた役割を高め、松江市民はもとより、市外からの来城者が松江城の価値を最大限享受できるよう、対処すべき課題を明らかにし、保存と活用に必要な事項をまとめることを目的として策定した。

天守について、保存管理、環境保全、防災、公開活用に区分して保護の課題を整理し、方針および対策を計画としてまとめた。また、各計画に盛り込まれた具体的な行為を行う上で、文化財保護法その他の関係法令に規定されている手続きを明確にすることを基本方針とし、天守の価値の向上については、史料収集および調査研究の進展が不可欠であり、そのための計画をまとめた。計画は下記の6項目で構成している。

① 保存管理計画

天守の修理の経緯から保存の課題と留意点を明らかにし、部分や部位の取り扱いの方針をまとめた。また、日常的に行うべき管理行為や小修理の内容を明らかにするとともに、中長期的な対応方針をまとめた。

②環境保全計画

天守が立地する本丸について、天守の保護を図る適切な環境の創出、城跡としての歴史的風致の向上、市民の憩いの空間の創出という3つの観点から整備の方針と対策をまとめた。

③防災計画

備えるべき災害の種別として火災、地震、風害を特定し、それぞれについて保存と活用の両面から課題を整理し、防災の方針と対策をまとめた。

④公開活用計画

天守の外観および内部の公開を促進し、展示の改善や充実を図り、天守にふさわしいイベントを開催することによって、より多くの人々がその価値を享受できるよう、方針と対策をまとめた。

⑤保護に係る諸手続き

前述①～④の計画に盛り込まれた具体的な行為を行う上で、文化財保護法その他の関係法令の規定に従い、とるべき手続きを明確にした。

⑥史料等の管理活用計画

天守の築城や建築の変遷等に関する歴史史料を収集し、適切に整理・保管し、これを調査研究に活用し、今後の松江城の保存、活用、普及啓発に役立てる。また、古材の管理等の目録の作成や、毀損・小修理等の記録の情報を一元的に管理し、閲覧しやすい状態にするとともに、関係部署と情報の共有化を図る。

■松江市都市マスタープラン（平成30年（2018）3月改訂）

平成30年（2018）3月に改定した都市マスタープラン（2018～2027年）では、定住の促進や雇用の創出に資する土地利用の方針を定め、「定住と交流による活力あるまちづくり」を基本理念に掲げ、将来のまちの姿を示したランドデザインを描いている。

本市ではこれまで都市計画法に基づく区域区分（線引き制度）を定め、市街化調整区域の無秩序な都市化を抑制する目的で、土地利用の規制を行いながら、市街地での都市機能の集積を図り、計画的に都市施設等のインフラ整備を行う都市政策を進めてきた。しかし、人口減少時代を迎えた今、区域区分に基づく土地利用の規制は種々の課題を生んでいるとの指摘があることを踏まえ、この都市計画法に基づく枠組を外し、市域全域を対象区域とし、以下の3点を計画策定の視点に位置付けて土地利用の方針を定めることとしたものである。

- ①身近な地域での生活サービス機能を維持しながら、都市機能の集積する市街地などへ移動を確保するため公共交通網をまちの骨格と位置付けること
- ②これまで整備された社会インフラや空き家などの遊休不動産を含めた既存ストックの有効活用を進めること
- ③歴史的な町並みや水辺の景観を守りながら、定住や雇用創出などに必要な機能を誘導するゾーンを示し、規制から誘導への転換を図ること

この視点に基づき、次のようなまちづくりの基本方針を定めている。

<p>方針1</p> <p>まちの骨格となる公共交通の整備とアクセス手段の確保</p> <p>鉄道や主要バス路線といった公共交通の幹線の利便性を高め、まちの骨格となる移動網を整備するとともに、各地域の実情に応じて、公共交通へのアクセス手段など交通環境の構築を検討していきます。</p>	
<p>方針2</p> <p>まちづくりに不可欠な幹線道路の整備</p> <p>高規格幹線道路や地域高規格道路、さらにこれらと連動した地域の骨格となる幹線道路の整備を進め、生活利便性の向上や地域間の交流促進、市中心部の物流環境の向上を図り安全・安心に移動できる歩行環境や自転車走行環境の整備を進めます。</p>	
<p>方針3</p> <p>多世代が居住する循環型の地域を形成するための土地利用の推進</p> <p>UIターン者を含めた若い世代の居住を促進することにより、多世代が居住する循環型の地域の形成を目指し、空き家等の中古住宅の流通促進や、既存の住宅の有効活用が可能となる土地利用ルールの整備を図ります。</p>	
<p>方針4</p> <p>若者に魅力ある雇用の創出のための土地利用の推進</p> <p>インターチェンジ周辺など交通利便性の高い地域において、土地を有効に活用し、流通機能等の誘導を図ることにより、雇用を創出するとともに、IT産業やものづくり産業、観光関連産業等の分野で魅力的な雇用を創出し、定住につながる環境整備を図ります。</p>	
<p>方針5</p> <p>誰もが安全・安心に暮らせるまちの形成</p> <p>地震や風水害などの自然災害や、火災の危険から住民の生命と財産を守るため、ハード・ソフト両面からの対策を強化します。</p>	
<p>方針6</p> <p>訪れる人との交流を促進するまちの形成</p> <p>松江城周辺や美保関の青石畳通りなどの伝統的な町並みや、古代出雲神話等の豊かな歴史・文化資源、宍道湖・中海の美しい水辺景観を生かした交流を促進します。また、日本ジオパークの認定を受けた「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」を生かした体験交流の拡大を推進します。</p>	

図1-4 まちづくりの基本方針（松江市都市マスタープラン概要版より抜粋）

■松江市歴史的風致維持向上計画（平成23年（2011）2月策定、令和2年（2020）3月第2期計画策定、令和6年（2024）3月修正）

松江市では、『地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律』（平成20年〔2008〕法律第40号）第5条に基づく歴史的風致の維持および向上に関する計画として、平成22～31年度（2010～2019）を計画期間として『松江市歴史的風致維持向上計画』を策定。現在は第2期計画（令和2～11年度〔2020～2029〕）に基づく取組みを推進している。

本計画は、本市の基本構想である『松江市総合計画』に基づき、『松江市都市計画マスタープラン』、『松江市景観計画』などの既存計画との整合を図りながら、歴史文化のまちづくりを推進する具体的な計画としての役割を持つものとして位置付けられている。

計画では、国指定文化財を中心としてその他の文化財や伝統的な街なみなどの歴史的建造物が集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が今も展開され、それらが一体となって松江市の風情を醸し出して良好な環境を形成している範囲で、歴史的風致を構成する文化財や活動の維持、発展に寄与する施策を重点的に実施することにより、歴史的風致の維持および向上が効果的に図られる範囲として、「旧城下町エリア」「国府跡周辺エリア」「美保関エリア」「鹿島エリア」「宍道エリア」の5地区を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための施策に取り組んで行くこととしている。

旧城下町エリア（約402ha）の範囲は、松江城を中心として江戸時代に形成された堀割りや道筋、町割りや街なみが今も良く残っており、寺社建築や武家屋敷、茶室などの歴史的な建造物が集中していること、伝統文化として江戸時代に盛んになった茶の湯文化が今も息づいており、伝統的な人々の活動としては城山稲荷神社の式年神幸祭であるホーランエンヤや、左吉兆行事をルーツとした髷行列が歴史的な道筋を通

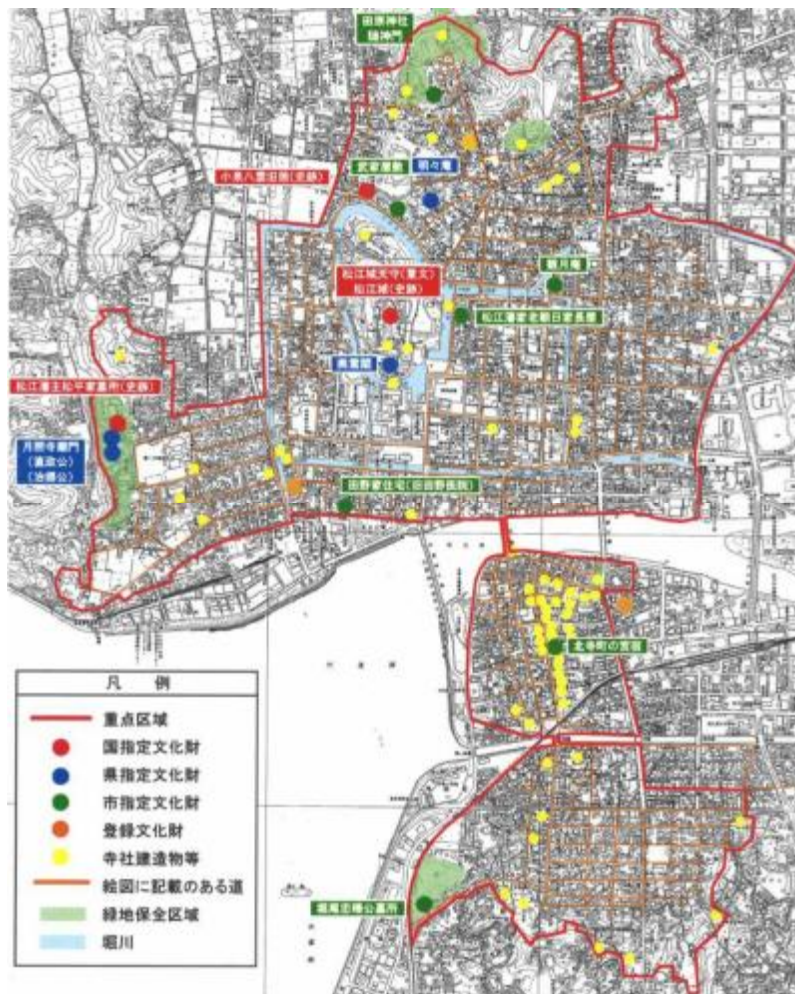


図1-5 旧城下町エリア重点区域図
（松江市歴史的風致維持向上計画より抜粋）

ても繰り広げられているとして、江戸時代に形成された城下町の範囲を基本として設定している。

旧城下町エリアにおける事業実施状況を表1-4に示す。

表1-4 旧城下町エリアにおける事業実施状況

エリア	事業名	事業概要	事業期間 (注1)	事業区分 (注2)	R6年度 未現在	
松江市歴史的風致維持向上計画 における旧城下町エリア	史跡松江城整備基本計画 史跡指定範囲	国宝松江城天守耐震対策事業	H29年度 H30～R2年度	市単独 文化庁補助	終了	
		国宝松江城天守防災施設等整備事業	R2～R3年度 R4～R6年度	市単独 文化庁補助	終了	
	史跡松江城石垣修理事業	石垣調査を行いながら、崩落危険性のある石垣修理を行い、往時の姿を再現。	H13～R9年度	文化庁補助	事業中	
	北惣門橋改架事業	損傷が目立つ北惣門橋を、江戸期の絵図等を参考に当時の姿を感じられるよう整備。	R3～R4年度	社交金(街なみ環境整備)	終了	
	千鳥橋改架事業	損傷が目立つ千鳥橋を、江戸期の絵図等を参考に近世城下町の風情を感じられるよう整備。	R2～R3年度	社交金(街なみ環境整備)	終了	
	対象範囲	史跡小泉八雲旧居土塀修理事業	見学者・行人の安全確保と貴重な歴史的資源継承のため、毀損し倒壊の恐れがある塩見縄手沿いの土塀を修理。	R2～R3年度	文化庁補助	終了
		伝統美観保存区域等修景事業費補助金	松江市景観計画に定める景観計画重点区域において、景観形成基準に沿った修景工事に対する補助を実施。	S48～H22年度 H23～R11年度	市単独 社交金(街なみ環境整備)	終了 事業中
	松江城調査研究事業	国宝松江城天守だけではなく、城郭、城下町全体について調査研究を行い、その学術的価値の向上に努め、最新かつ正確な研究成果を、広く市民に対して発信。	H21～R11年度	市単独	事業中	
	史跡松江藩主松平家墓所整備事業	毀損している建造物の復旧等により、松江藩の歴史を物語る史跡の保存活用を図る。	H30～R11年度	文化庁補助	事業中	
	カラコロ工房整備事業	利用者の安全確保とともに施設の魅力化による集客力の向上を図り、中心市街地のまちづくりの重要な施設として整備。	R2年度	社交金(地域防災拠点建築物整備)	終了	
			R3～R4年度	市単独	終了	
			R5～R6年度	デジタル田園都市国家構想交付金	終了	
	堀川沿線「八百八橋づくり」推進事業	堀川に架かる橋梁を、改修とあわせて城下町の風情に見合ったデザインに整備。	H23～H26年度	市単独	終了	
			H27～R1年度	防災・安全交付金(道路事業)	終了	
			R2年度	道路メンテナンス事業	終了	
			R3～R4年度	社交金(街なみ環境整備)	終了	
市指定文化財(建造物)観月庵および待合保存修理事業	経年劣化が目立つようになった茅葺屋根を中心に維持修理を実施。	R2年度	市単独	終了		
市指定文化財(建造物)田原神社随神門保存修理事業	前回の修理から50年以上経過し、老朽化が進む檜皮葺屋根を保存修理する事業へ補助を実施。	R3～R4年度	市単独	終了		
県指定文化財明々庵茅葺き補修工事事業	屋根の一部が破損していたことから、さらなる破損、劣化を防ぐため、茅葺き屋根の部分補修を実施。	R4年度	県補助	終了		

注1) 第2期計画に基づくため、事業期間は計画最終年度の令和11年度(2029)が最大となっている。

2) 「社交金」=社会資本整備総合交付金(国土交通省が所管する補助金を一括化した総合的な交付金)

■松江市景観計画（平成19年（2007）3月策定）

景観に関する総合的な法律である景観法（平成16年〔2004〕6月18日法律第110号）第8条第1項の規定による景観計画として、平成19年（2007）3月に『松江市景観計画』を策定した。

本計画では、松江市全域を景観計画区域に指定し、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項などを定め、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を積極的に果たしながら、美しく風格ある松江固有の景観を守り（保全）、開発と保全との調和のとれた快適で安全な魅力あるまちを育て（創造）、市民共有の財産として後世に伝えることを目的としている。

また、松江城周辺や宍道湖周辺など重点的に景観形成を図るべき区域を「景観計画重点区域（伝統美観保存区域、宍道湖景観形成区域、北堀町景観形成区域、清光院下景観形成区域）」として定め、よりきめ細やかな基準により規制・誘導を図っている。

松江城周辺では、伝統美観保存区域（塩見縄手地区、普門院外濠地区、城山内濠地区）と北堀町景観形成区域、北殿町惣門橋通り景観形成区域を重点地区として定めており、建築物・工作物の高さを12m以下とする。屋根は勾配屋根とし、いぶし瓦や黒瓦を基本とするなど、松江城などの眺望景観の保全や歴史的・伝統的な景観の保存、修景を目的とした基準を定めている。

【対象区域】 松江市全域

【届出対象行為】

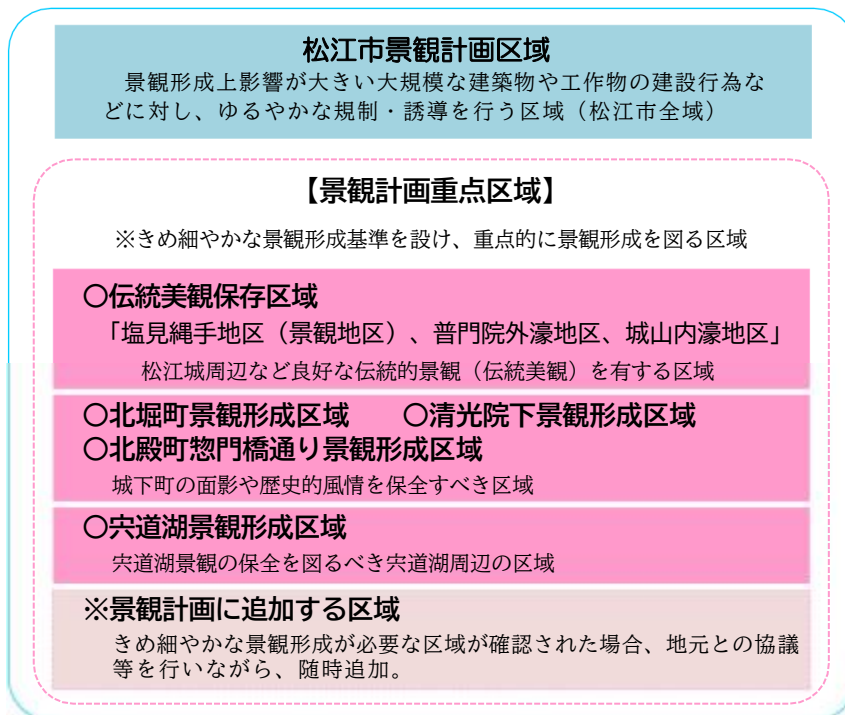
建築物や工作物で高さ13m以上または建築面積1000m²を超えるもの、大規模な開発行為など

【景観形成基準の特徴】

景観形成上の影響が大きい大規模な建築物や工作物等の建設行為について、緩やかな規制・誘導を行います。

松江市全域に点在する特色を持った地域や展望地、道路や河川を「景観上重要な地域・展望地・道路・河川」として位置付け、それらとの調和を図りながら良好な景観を形成します。松江城、田和山史跡公園、大塚山公園を「主要な展望地」として定め、個別の景観形成基準を設け、湖面景観や山稜に対する眺望景観の保全を図ります。と示してある。

【景観計画のイメージ】



・大手前通り地区計画（殿町、母衣町、米子町、南田町）

史跡松江城の東側にあたる大手前通り地区は、松江市の文化・観光の拠点である松江城（城山公園）に隣接し、松江の文化・歴史を代表する地区である。おおむね米子川より西の地区は、島根県庁、県民会館、医療施設等公共施設が集積しており、都市拠点機能を併せ持つ松江の都市政策上非常に重要な地区であり、米子川より東の地区は、木造住宅を主体とした昔ながらの風情を残す閑静な住宅地があるとともに幹線沿いの商店街として賑わった地区でもある。

現在、当地区では松江市街地および周辺の円滑な都市交通環境を実現するため、内環状道路の一部として都市計画道路城山北公園線の整備が進行中である。

この幹線道路整備に併せて、沿道地区における周辺の街並みと調和した活気あるまちづくりを行うことにより、中心市街地の活性化、居住・交流人口の拡大および、良好な都市環境の形成を図ることを目標として地区計画がつけられている。

松江城の堀に面した北殿西地区では、建築することができる建築物は、①建築基準法別表第二(は)項に掲げる建築物に限定し、高さの限度は12m、建築物等の形態・意匠についても制限を設けている。

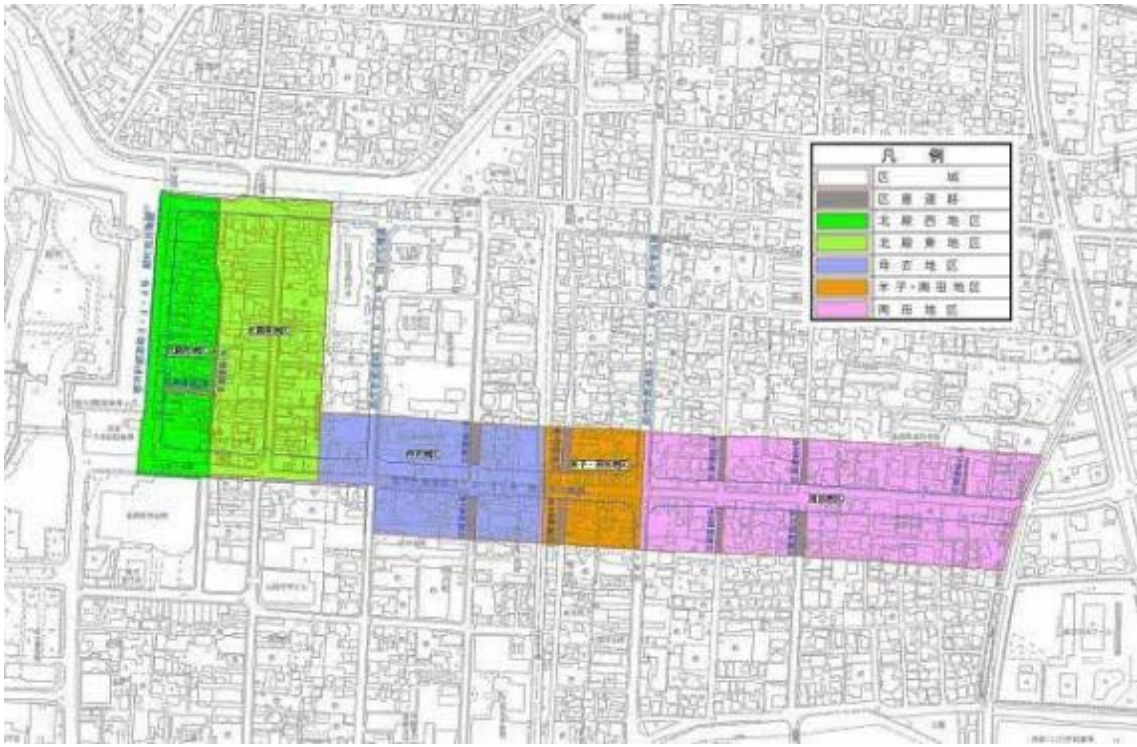


图1-6 大手前通り地区計画(殿町、母衣町、米子町、南田町)